

2024年8月20日

各 位

会 社 名 JALCOホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田辺 順一
(コード:6625、東証スタンダード)
問合せ先 管理本部長 櫻井 義郎
(TEL.03-3274-5241)

(訂正) 「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2024年8月14日に公表いたしました「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の記載に訂正がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

2024年8月14日に提出した「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の記載事項について、誤記に関連する事項の訂正並びに(別紙2)として添付していた「第4回新株予約権発行要項」のうち一部記載不備がありましたので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の箇所及び内容

訂正箇所には下線を付しております。

(訂正前)

3. 調達する資金の額、資金使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,181,553,000円	63,915,267円	10,117,637,733円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である663,000,000円、本新株予約権の発行価額の総額41,553,000円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額9,477,000,000円を合計した金額です。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、証券会社へのプレースメントエージェント費用(資金調達を行う際に、投資家への販売をサポートする役割に対する手数料)19,890,000円、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、登記関連費用及びその他費用です。
4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(訂正後)

3. 調達する資金の額、資金使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,181,553,000円	63,915,267円	10,117,637,733円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である663,000,000円、本新株予約権の発行価額の総額41,553,000円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額9,477,000,000円を合計した金額です。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所:東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂Bizタワー38階 代表取締役:村田光央)へのプレースメントエー

メント費用（資金調達を行う際に、投資家への販売をサポートする役割に対する手数料）19,890,000円、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、登記関連費用及びその他費用です。

4. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

（別紙2）

第4回新株予約権発行要項

（訂正前）

18. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、第13項に定める行使期間内に、第20項に定める行使請求場所に当該行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出するか、本新株予約権の行使に係る出資財産の全額を、第21項の払込取扱場所において発行会社が指定する口座に送金するものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は、行使請求に必要な事項の全部が第20項に定める行使請求場所に到達し、本新株予約権の行使に際して出資された財産の全額が前号の指定口座に入金された日に効力を生じるものとする。

（訂正後）

18. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、第13項に定める行使期間内に、第19項に定める行使請求場所に当該行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者は、前号の行使請求書を提出するか、本新株予約権の行使に係る出資財産の全額を、第20項の払込取扱場所において発行会社が指定する口座に送金するものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は、行使請求に必要な事項の全部が第19項に定める行使請求場所に到達し、本新株予約権の行使に際して出資された財産の全額が前号の指定口座に入金された日に効力を生じるものとする。

以 上